

京都市告示第 123号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年3月25日付けで認可した金屋自治会の代表者変更の届出、平成25年7月11日付けで認可した中団子田町自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成17年3月18日付けで認可した神明区の代表者変更の届出、平成4年9月3日付けで認可した野田町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月2日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
中団子田町自治会	京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地の25	京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地の5

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
金屋自治会	森下 秀生	和田 弘
中団子田町自治会	上木 吉則	和田 友晴
神明区	森下 実	小野 隆司
野田町自治会	岩佐 龍一	橋川 茂

3 代表者の住所

	変更前	変更後
金屋自治会	京都市右京区京北下弓削町狭間谷4番地の36	京都市右京区京北下弓削町狭間谷4番地の35
中団子田町自治会	京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地の25	京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地の5

神明区	京都市右京区京北周山町 上代7番地の1	京都市右京区京北周山町 西丁田8番地の5
野田町自治会	京都市右京区西京極野田 町13番地	京都市右京区西京極野田 町8番地

(文化市民局地域自治推進室)